



THE RED PROLETARIAN 赤いプロレタリア

●編集:共産主義者協議会 ●発行所:レッドプロレタリア社 東京都千代田区富士見2-2-2 東京三和ビル303スペース303 TEL・FAX03-3264-2735/郵便振替00130-7-638910 ●年間購読料:1部2500円(送料込)隔月発行

希望・連帯・変革のために!

反原発の巨大なうねり!



6.17 「今なぜ再稼働？」福井市で
2200人が集会・デモ



17万人が東京・代々木公園を埋めた
7.16 「さようなら原発」集会・デモ

原発いらない!再稼働やめろ! 未来のために怒りの行動を!

「原発を守り、人を守らなかった」「利権(経営)を優先し、命(安全)を犠牲にした」。福島第1原発事故は、明らかな「人災」であると断定し、原子力規制当局の責任の重大さを指摘した原発国会事故調の報告書が7月5日公表された。

この報告書は、事故の根本原因が政府、規制当局、事業者(東電)に、「人々の命と社会を守る」という責任感の欠如にあった」と結論付けた。さらに東電が事故原因を「想定外の津波」に限定しようとする姿勢は責任回避の方便と指弾。また「規制する立場とされる立場に逆転関係」が起きて、規制当局が事業者(東電)の「虜」になっていたと厳しく批判し、「関係者に共通するのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする常識である」と痛烈に断じた。このように報告書が最も強く訴えているのは、事故は自然災害ではなく、歴代の規制当局と東電経営陣による明らかな「人災」であり適切に対応していれば惨事は防げたという点にある。

そして「報告書が言うとおり、福島原発事故はまだ収束しておらず、被害も継続している。〈略〉報告書の指摘事項の再検討なしに再稼働が認められることがあってはならないはずだ」(7.6付毎日社説)と述べているように、国と東電の過失による「人災」の責任をうやむやにしたまま、再稼働を急ぐ野田政権は断罪されなければならない。福井県の大飯原発再稼働を巡る意思決定過程は、「3.11」前と何も変わっていない。まったく驚くほどだ。そもそも福島第1原発事故は「収束」もしていないし、その原因究明や対応策などもまだ明確になっていないのだ。そんな中で安全の根拠が全くないのに「原発は安全だ」と空念仏を唱えるだけで原発の再稼働を急ぎ既成事実化しようとしている。3.11以降、全国の原発に問われているのは、その「安全性」ではない。「危険性」なのだ。自民党野田派とまでヤユされている野田政権は、3.11から導き出される教訓や「被災を生きる」福島の人々の苦しみと怒りに向き合うことせず、その重みも全く感じていない。

福島第1原発事故に対して、国(経産省、文科省等)や東電の一体誰が責任を取ったのか。放射性物質に汚染された地域をすぐに元に戻せるのか。今後起きうる原発事故に、一体誰が責任を取れるのか。取れもしない(取る気もない)責任を取るといふ(首相野田の再稼働にあたっての発言)のはまったくのペテンであり私たちを欺瞞し愚弄するものだ。産官学の「原子カムラ」は既にメルト・ダウンを起こしている。この暴走を止め「原子カムラ」を解体すること。「安全神話」への逆走を止め原発の再稼働を止めさせること。そのために何よりも私たちの声をより大きく広げていくことが、生存と生活を脅かす原発を全て廃炉にすることにつながる。

原子力政策の根本を定める法規「原子力基本法」の「改正」手続きで、「安全保障に資することを目的として」という文言が付け加えられたことに、軍事転用に含みを持たせた「核武装」への布石ではないか、という疑念、批判が広がっている。「初めは新聞記者も気がつかなかった」(7.2付毎日)という同法の成立直後、「こっそり変更!軍事利用への懸念も」(6.21付東京新聞)などと報じられ問題が明らかにされた。3.11後、これまでの原子力政策への批判が広まる中で、ここでも

「逆走」が企てられている。いま再び「核の平和利用と軍事利用の技術的同質性、相互依存性」(前同毎日)をめぐる、「原子力=核」でありその「平和利用と軍事利用は一体」だという「原子力に潜む根源的な課題」が問われているのである。

福島第1原発事故で被曝被害を受けたとして、福島県民1324人が6月11日、東電幹部や原子力安全委員会の学者ら33人に対して業務上過失致傷容疑および公害犯罪処罰法違反で福島地検に告訴状を提出した。原発事故の「人災」としての責任を問う初の大規模告訴だ。「福島原発告訴団」が呼びかけ、被害を受けた当事者の福島県民が原発事故の責任を正すために自ら告発し処罰を求めたものだ。

告訴団長の武藤類子さんは、記者会見で「県民が一つになり『黙っていないぞ』と行動することで力を取り戻したい」と訴えた。また報告集では「被災者は、もっと怒りを表すべきです。事故によって受けた傷は、あまりにも深すぎます」との声や「事故が人災だったことを証明し、日本から原発をなくしたい」との訴えも聞かれた。今も16万人以上の福島の人々が県内外で避難生活を余儀なくされ「被災を生きている」。原発事故対策を怠り、事故後も多くの人を被曝させた国と東電の過失をう

やむやにすることは許されない。福井県「もんじゅ」の原子炉設置許可を巡って、2003年1月27日、名古屋高裁金沢支部の判決(川崎和夫裁判長)が、原発には「潜在的危険性」があり、「人間の生存そのものにとって重大な脅威」となりうると言及、原発訴訟で司法が初めて原告住民側勝訴の判断を下したことの意義は大きい(だが最高裁は、05年5月30日、行政の安全神話を追認し2審判決を破棄した)。司法や行政の壁は厚い。だが崩せない壁はない。越えられない扉はない。開かない扉はない(サパティスタの言葉)。

「竜の鬣を蛾が狙う」ということわざがある。弱者が強者に立ち向かう例えだ。私たち「声なき者」は、非力だ。だが決して無力ではない。困難なことではあっても不可能ではない。小さな声であっても集まり結び付けば社会を動かせる。草の根からの「怒りの抵抗」が連帯を生み、世界を変えられる。連帯が深く広がれば希望は取り戻せる。人間らしく生きるために「希望・連帯・変革」を渴望する「怒れる者たち」の行動が、必ずや反原発の世論を押し上げるであろう。原発いらない!再稼働やめろ!の運動を結合し普遍化しよう。

(槇 渡)

脱原発運動の 巨大な歴史的胎動！

相模 潤

野田政権—原子力ムラ（帝國）による大飯原発3号機再稼働の強行は、同時に反=脱原発運動がもはや後戻りのない巨大な運動への発展を印した時でもあった。

6月29日の官邸前国会通りを埋め尽くし、解放区=広場としてオキュパイした15万人超の行動は、政府中枢部に再稼働反対！野田ヤメロ！という人々の意志と怒りを溢れかえさせた。そして6月30日—7月1日のおおい現地行動、なかでも大飯原発前のゲートに車のバリケードを築いて36時間闘われたバリケード・座り込み行動は、牧野経産副大臣や関電社長をして海からの裏口入構を余儀なくさせ、再稼働は人々の意志に圧倒されながらコンコンとやられたものであることを印象づけた。

そうして再稼働後日を経るにつれて、人々の意志と怒りは萎えることなく、逆に広がり深まっている。大衆行動は全国に広がっている。そうせざるを得ない福島の実（福島第一原発の崩壊状況と深刻な放射能災害の苦しみ）があり、3.11で人々が目覚め学んだものがある。

金曜官邸前行動はどのように生成したのか

この間とくに際だち、地殻変動のうねりを感じさせたものは官邸前巨大行動であり、国会通りのオキュパイであった。3月29日、300名から始まり、1000名台での抗議行動を毎週続けてきたこの行動は、1人1人が主体として官邸に抗議の主張とコールを繰り返して、その意志と感情の共有によって共同空間を創り出し、人々が結び付

く磁場をつくってきた。

この行動を担ってきたのは圧倒的に非正規労働者と思われる30前後～40代の世代であり、この世代の切実さとひたむきさが満ちあふれたものであった。巨大な格差・抑圧と犠牲のシステムによって生きづらさを強い、生存をも脅かすパワーの象徴として原発・原子力ムラがあり、それに対して直截に「命」を対置して福島の人々との連帯、原発下請け労働者への連帯をも表明しながら、人間の生活と未来のためにこのパワーを指弾し、人々とつながっていくという志向がそこには満ちていた（福島の人々の叫びはこの抗議に魂を吹き込み続けた）。

そして野田の記者会見～再稼働最終決定を機に、官邸前は福島の女たちのダイイン、女性議員の行動参加も含めて「ホットスポット」となり、一気に人々の怒りの意志を結集して大規模行動へと発展した。6月29日は幅広い世代の人々、とくに女性の参加が結び付き、築かれてきていた意志空間は数の力と結び付いて国会通りを埋め尽くすオキュパイ=自己決定を求める意志表現の共同空間へと転化した。その後、7月6日、13日とこの事態に驚愕した警察—野田政権による逆襲=箠戒体制と警察管理への統制がありつつも、人々の怒りと意志は萎えるどころか広がり、深まりながら対峙関係を継続している。不服従の志向はむしろ強まっている。それは次のより大きな高まりを準備するものである（17万人が結集した7.16集会はそれを予兆している）。

巨大行動は何を突き出したか

一つはこの巨大行動が社会を揺り動かし、社会の隅々へと波紋を広げ、そのことによって抑圧されてきた様々な人々の様々な立ち上がり、運動を芽生えさせ、行動へ促し、台頭させていくということ。それらの重層的な発展こそが反=脱原発運動に力を与え、その全体性を現実化していくものである。

二つは既に始まっているように、金曜行動は全国各地に広がっていき、全国的なうねりを創り出していき、全国へと持続していく一斉行動、それは100万人行動への新しい可能性を拓くに違いない。また福島—東京圏—関西と全国の原発現地の闘いを結ぶ全国的連携も始まった。

三つは全運動勢力の協同関係をどう創り出すかという課題である。運動は主催者の力量をも超えて進展し、それに応じた主体勢力の構築が求められている。それを推進するヘゲモニーの条件は？

反=脱原発運動は国家にどう向き合うか

野田政権は大飯原発再稼働へと踏み出した「決断」に続いて、官僚や大資本の既得権擁護としての消費税増税の「決断」、危険極まりないオスプレイの配備強行容認、原子力基本法への「安全保障に資する」なる文言の陰謀的挿入と「集団的自衛権」への踏み込み、核抑止力論、尖閣諸島国有化、T P P参加、改憲への論及等々、日米同盟と官僚支配を基軸と



7.1「STOP! 原発再稼働」
福井県大飯の現地抗議行動

した反動的な国家再編—強権政治への志向を明白にしている。原子力ムラの延命は、このような日米同盟・官僚支配の下での反動的な国家再編—強権政治と固く結び付いた、その構成部分なのだ。

原発再稼働が電力会社の経営問題（原発の不良資産化と債務超過阻止）であり、メガバンクの債権確保であり、原発メーカー—グローバル資本の原発輸出推進のためのものであり、原子力ムラの利権構造の擁護のためであることは既に明白となってきたが、さらには国家問題、安保問題と結び付いてきているのである。

野田政権の反動的な本質が露わとなり、そのことが闘いをより広く深い対抗へと促進する。それ故、議会内にも影響を及ぼし、政治勢力の再編成を促進する。

だから反=脱原発運動も国家にどう向き合っていくかを意識化していくことが求められている。3.11後、反=脱原発運動は必ずしも「反権力」を前提とはしない社会運動として広がってきた。社会そのものを問題とし、犠牲のシステムにたつたあくなき利潤追求

の成長主義への批判、工業・大都市・中央による農林漁業・農山村・地方—地域への支配という構造の批判、自然と人間の関係や科学技術をめぐる文明批判、そして官僚政治に対する人々の自己決定の要求等々。その社会運動としての性格はさらに広め深められねばならない（その一側面としてエネルギーの地域自治の試行が全国各地から始まっている）。

だが、それは未だ国家権力を問題とするほどには政治的成長をとげてはいない。6月29日以降露呈した問題はまさにこのことを示している。今これからの政治的試練と経験を積みながら政治的発展を遂げていかねばならない。この国家の問題に直面し続けてきたのは福島である。国家意志とその実体的体現としての官僚支配は3.11後の福島において露骨であった。人々を被曝の中に抑え込み、「除染」から医療まで原子力マフィアを跳梁させ、浜通りの人々たちをはじめ棄民化する国家の苛酷さに、福島は今も直面している。「国家といかに向き合うか」により意識的であることが求められている。

大飯原発再稼働阻止 現地直接行動

毎週金曜東京では首相官邸包囲の10万、20万のデモが行われ、関西でも大阪関電本社包囲が数千で展開されている時、7月1日に再稼働が決定された大飯原発現地で、6月30日に600人の集会が行われ、同時に若者を中心に並行的に6.30から7.2の未明にかけて大飯原発ゲート前の“非暴力直接行動”が展開された。

6・30集會

東京（経産省前テント、たんぼぼ舎）、大阪、京都から各バス1台が出たが主催者（STOP・再稼働現地アクション—代表長谷川羽衣子）の予想をはるかに超えた600人が関西、福井、そして全国から結集した。集会は福井地元からは、中野哲彦さん、松下さん、福島から佐藤さん、森園さん、今後再稼働が予想される伊方、志賀、泊、玄界からの連帯挨拶があり、大阪からは、6.27の関電株

主総会包囲の報告があった。そして、なによりも、おおい現地からのMさんの決意表明があったことを特筆したい。集会の後、おおい町役場から、オフサイトセンターまでのデモを行い、牧野副大臣へ直ちに再稼働をとりやめるよう申し入れを行った。この、600人の集会とデモは1、2号機（70年代）、3、4号機（90年前後）建設に対する一次、二次闘争以来の大きな闘いだった。

集会が行われていた3時過ぎ、おおいテント村に集まっていた若者たち数十人が、本集会とデモに集中している警備のすきをついて大飯原発ゲートを「占拠」した。車をチェーン連結してバリケードを築いたのだ。そして、集会に参加していた人々が加わり、さらにツイッター等での呼びかけで駆け付けた人を加え2～300人に膨れた。駆け付けた警察と対峙しながら「再稼働反対」のシュプレヒ

コールが叫ばれ、ドラム、太鼓が鳴り「祝祭」の広場が出現した。翌朝、昨日の集会参加の東京、関西のコア部分100人も加わりさらにソーシャルメディアでの呼びかけに応じて各地から結集した人で4～500人になりコールがこだまする。子供連れの若い女性も多数、食事、飲み物の差し入りが続々。18時になり警察の警告がはじまりやがて前線の座り込みのどぼろけが開始された。しかし、バリケード部分の本隊は、陣地を守り抜いた。0時になり警察は、一斉に引いた。本隊と応援部隊が歓喜の合流、歓声が上がった。2時、1人がマイクをとり、「直接行動により再稼働に抵抗するという目的は一応達成した。多くの逮捕者を出さないためここで撤退する」と述べたりひとつ残さない整然とした撤退が行われた。

二日間の闘いは、おおいでの20年ぶりの大きなものだった。不服従の直接行動への共感とともに、今後の闘いの発展につながることを確信する。

（八木沢 二郎）

2・9 豎川弾圧公判 園良太さん保釈—奪還！

江東区豎川の野宿者排除をめぐる闘いで逮捕（2月9日）され、威力業務妨害罪で起訴（2月29日）され、4カ月余りもの長期拘留を強制されていた園良太さんが、6月14日、保釈—奪還された。園さんは、救援に尽力し、激励やカンパを寄せてくれた全ての人たちに感謝の意を述べ、6.17のゆんたく高江の沖繩連帯コンサートや、6月23日の新宿・柏木公園で行われた大飯再稼働反対の集会・デモでもアピールを行った。

公判は6月1日、11日で検事側証人尋問が終了した。1日は、代執行を行った江東区水辺と緑の課・計画係長・仁平と職員2人の計3人が出廷。仁平は、窓口での抗議・申し入れに対してビデオ撮影を指示した責任者で、職員は、退去命令によって庁外への排除を担当、その「警備活動」によって業務の中断を余儀なくされたので「威力業務妨害」だというのがた。

弁護団は、抗議グループの排除を想定した警備計画が組まれていたことや警察との連携の問題を追及した。続く6月11日は、当日の退去命令を発した高垣（現在は水辺と緑の課・課長）と、豎川改修工事の責任者・荒木（元）課長だ。弁護団は、会議室を用意するなど事態の沈静化に努めるべきではなかったかと追及すると、「突然の来訪で対応できなかった」などとごまかし、警備の動員も「区民の安全と円滑な行政サービスのため」と居直った。荒木は、強制排除はしないと約束したことを否定したり、2月9日の団交を直前キャンセルしたことを「体調が悪かった」と強弁、説明責任を果たさなかったことも何の反省もしない、傲岸不遜の態度に終始した。6月11日には、4カ月を振り返っての報告集会も行われた。次回公判（9月13日）から、弁護側証人が出廷する。

自治体労働運動から 大阪・橋下現象を考える

熊沢 勝一

(1) はじめに

大阪市長橋下徹。かつてこれほど自治体首長として注目を浴びた人物がいたであろうか？ マスコミ報道はデマゴグ政治家の虚像を増幅する装置と化しているかのようだ。虚像とは何か。それは人々の生活、人生の幸、不幸に密接にかかわる行政即ち実務と調整の現場において独裁と劇場型政治を持ち込む行為である。

マスコミの加担なしに「橋下徹」という「民意」はあり得ない。しかし、歴史の教訓をみれば世論や民意は必ずしも良識と同義ではない。故に情緒的で無責任な気分を排し、実務的良識を持って橋下現象を読み解くことが社会の構成員としての我々に問われている。

(2) 労働運動の敵視と弾圧— 終わりのないゲームとしての権力闘争

① 組合事務所問題

組合の選挙活動や賃料減免を公金による便宜供与と批判して、市庁舎内からの組合事務所の退去を強要した。一般に職場環境改善等の労使双方に有益な取り組みを行う労働組合運動において、雇用主による組合活動への便宜供与は珍しいことではない。便宜供与の程度を問題にすることは有りうるが、それ自体は必要な権利とする考え方もあろう。選挙活動の是非については労働者の権利擁護には政治的解決も必要なのだから、問題視するほうがおかしい。法的にも地公企法、地公企労法の適用をうける企業職員や現業職員は政治活動の制限自体を受けない。地方公務員一般職員についても勤務区域内での制限を受けるのみである。従って、政治活動を理由とした一方的な組合攻撃は組織運営・人心掌握とかけ離れた権力闘争であり、行政実務を司る首長にあるまじき行為だ。因みに、「権力闘争」というのは橋下本人の言葉だ。大阪市労連委員長に対して橋下は「権力闘争に出てきて、しかるべきリスクを負うのは当然。はじめをつけてもらう」（毎日新聞1月4日付）と発言したという。組合側は裁判闘争に持ち込んでいるが、一方的な不利益変更は信義則に反し、社会通念を逸脱した裁量権の乱用である。

② 「労使関係に関する職員アンケート」

質問は組合活動への参加の有無、政治家に対する応援の有無、職場関係者からの政治家への応援要請の有無、組合幹部の優遇の有無等々。これを記名式で答える、と命令したのである。驚くべきことだ。橋下・維新の暴走という他ない。大阪市労連他傘下の各構成単組が抗議声明を打ち、更に橋下も所属する大阪弁護士会も「職員

の思想信条の自由や政治活動の自由を正面から侵害するものである」「職員の労働組合活動の自由を侵害する項目がある」として、厳しく批判する声明を出したのは当然だ。最終的には集約した上で、開封せず廃棄処分となったが、市政、行政実務を権力闘争と規定し、民意の一言において自らの行為を正当化する橋下・維新の危険な本質をキチンとみておくべきであろう。

③ 市営バス運転手の給与削減

提案は約40%カットという激変的内容だ。赤字が削減理由であるが、公営交通の存在意義を考えれば、収益や採算性のみで割り切れるものではない。40%もの給与削減となると、労使交渉以前に道義に係る問題だ。しかも、市営バスの平均年収が在阪大手民鉄系等のバス運転手より高いのは市営バス運転手の委託・非正規化により正規運転手の年齢構成が高齢化した結果である。また、人員削減による超過勤務の増大も年収の底上げに寄与しているという。給与40%カットの根拠となる民間バス運転手の平均年収は460万円と喧伝されたが、これは大手、中小、正規、非正規という区分を無視した平均だ。だが、この平均を「正しい」とするならば、あらゆる給与格差は是正されるべきで、非正規の低給与も当然不当となり、給与を上げるべきであるが、そういう議論にはまずならない。中小、非正規を含む給与平均は給与削減を正当化するためのみの数字のマジックであり常套手段である。いずれにせよ、組織のトップとして労働者の生活と雇用に責任を持つべきモラルに欠けているといわざるを得ない。

④ 刺青問題

これは行政実務とは全く関係ない個人の「趣味」の問題にすぎない。そんなことに時間と労力、税金を投入して職員の刺青撲滅を企図する橋下は文字通りの「税金泥棒」だ。しかし、この滑稽なまでに「自分」を通そうとする橋下の姿勢にこそ、橋下劇場の本質があるようにも思える。それは権力闘争のための権力闘争でしかなく、ゴールも最終目標もない。言わば「やるか、やられるか」の終わりのないゲームだ。

後述するが、橋下の大阪都構想論は体系も一貫した論理も持っていない。橋下の主張には保守と革新、右翼的と左翼的、子どもと大人等相反する思考様式が混沌として浮かんで消えるかのようだ。橋下の主張は鍛え抜かれた思想や論理というよりも、感覚や気分といったほうがよい。だから、制度化された社会では橋下が「型破り」に見えるのは当然で、橋下という理不尽・不合理の裏表にす

ぎない。

従って、橋下と対峙する労働運動は徹底的に社会の良識に依拠するべきであろう。具体的には、職場や行政実務の現場、訴訟、そして橋下に排除される弱者、生活、これまで積み上げられた自治の仕組み、もろもろの歴史性や公式非公式の仕組みに裏打ちされた地域社会。これらの場面に権力闘争や「維新」などというゲームとは無縁であるべきなのだ。しかし、そのためには公務員労組が一部から「労働貴族」と揶揄されるような現実から脱却する必要があることは言うまでもない。

(3) 大阪都構想—分権論とは ほど遠い誇大広告

橋下の主張の中で最大の論点といつてよいだろう。しかし、地方分権の論理から見た場合、疑問の多い構想と言わざるを得ない。橋下は大阪都構想の根拠として都市間競争での勝ち抜きを掲げる。

しかし、そのような議論は基本的には基礎自治体単位の枠組みにおいてこそ、意味を持つのではないだろうか？何故なら、広域自治体としての大阪都という枠組は当然農村も山間部も含むであろう。そうした周辺地域に対して、都市間競争の網を被せて引きずり込むことは果たして地方自治や分権の論議に馴染むのか？その意味では政令指定都市＝基礎自治体として都市施設、都市機能を有し、日本有数の大都市である大阪市のほうがまだ都市間競争という橋下好みの論議に馴染むのではないだろうか？

そもそも、自治体再編が直接的に市民生活の浮揚に役立つ、というのは誇大広告であろう。橋下は大都市を「国を引っ張るエンジン」と言っている。そして、そのエンジンによって「住民サービスの拡充」が可能となる、と。しかし、大阪都構想のような単なる自治体再編で何かが変わるのなら、「平成の大合併」で自治体再編はすでになされたのだから、とくに私たちはバラ色の生活を手にしているはずだ。だが、そんなことは誰も実感してない。

問題はこの構想が抱えている本質的矛盾だ。例えば、橋下は堺屋太一との共著『体制維新—大阪都構想』（文春新書）の中でこんなことを言っている。「大阪府と大阪市を一つにして一人の指揮官にすればいい」「広域行政について船頭二人がいて、身動きが取れないのが大阪の現状」その上で、「基礎自治体である特別自治区が置かれるなら、その住民サービスの選択の仕方が各区バラバラになっても問題はない」「バラバラになることの方が住民自治・地方分権」「基礎自治体が提供する住民サービスのことで大阪市の一

性を守らないといけないと言うのは、まさに中央集権的だ」しかし、大阪市の現状を中央集権的と言いつつ、指揮官は一人ではないと断言することは中央集権的ではないのか？それに「むしろバラバラになることの方が住民自治・地方分権なのです」というのなら、なぜ大阪都が必要なのか？「大阪府は、大阪市内のことしか考えていません」と橋下は大阪市を批判している。しかし、基礎自治体が歴史と地域コミュニティの上に、自らの自治の道を歩むのは当然の話であり、自分で「むしろバラバラになることの方が住民自治・地方分権なのです」などといつておきながら、大阪府に大阪全体のことを考えろというのは、論理の体をなしていない。

大阪都というのは、基礎自治体の権限を取り上げ今の府即ち「大阪都」に権限を集中させることだ。これを分権というのは無理である。

一方、大阪都がお手本とする東京都と特別区の関係は首都・東京という特殊性に根差すものだが、その実態を見れば、分権といい難い状況が浮かび上がる。それは基礎自治体の基幹税である固定資産税を特別区は持たないことに端的に表れている。23区内の固定資産税は区間の財政調整基金として東京都が握っている。それ故、東京都23区で構成するシンクタンク＝東京都特別区協議会は「東京における新たな自治制度を目指して」（2005年10月）と題する報告をまとめて、「地域の住民に対して責任ある基礎自治体としての地位を名実ともに確立していく必要がある」「地方分権時代の基礎自治体のあり方は、シャープ勧告以来の「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことである」として、「このたびの考察は、現行「都区制度」の廃止を想定し、財源を兼ね備えた「市」に移行することを提言している。橋下・維新はこうした東京都と特別区の関係が分権的でないことに全く触れずに、大阪都内の特別区は中核市並みの権限を持つ基礎自治体となる、と喧伝している。しかし、大阪都構想において財源と権限の論議は未だ不明である。そ

の意味で、大阪都構想は第二東京を作るだけにしか見えない。いずれにせよ手続的には地方自治法の改正や憲法95条による住民投票が必要となろう。住民の意思も置き去りのまま、既成政党による橋下への迎合ともとれる法案化が進行中である。

(4) 最後に—社会的陥穽 としての橋下現象

橋下現象は現在の日本社会の陥穽だ。長期大不況のもとで、搾取・収奪・権利はく奪が横行し、人々は絶えず貧困と無権利状態につき落されようとしている。だから、人々の不満は拡大し、それを吸い上げて橋下のようなデマゴグが登場する。今回橋下に投票した層は所得水準では中間層以上、60歳以上の高齢者も多いという（「世界」2012.7月号 松谷論文）。どうやら、格差社会での怨念多き若年層や非正規層が橋下劇場に喝采を送っているだけではないようだ。広範な中間層も没落の不安を振り払うためデマゴグ政治家に依存を強めている。地方公務員への不信も橋下支持へと収斂している。しかし、日本の公務員数は主要国比較において最低位であり、汚職・不正の率も最低位であることは比較研究で客観的に明らかとなっている。

繰り返される社会的陥穽としての「橋下現象」に決め手的処方箋は示せない。だが、ファシズムの悲劇という歴史の教訓に立ち返れば、社会的連帯や他者への共感こそが合理的な道だとわかる。だから、われわれが立ち返るべき地平は、自治体の役割は地域住民の安全安心安定を守ることだという経験則だろう。従って、自治の現場や地域社会即ち、福祉、生活保護、市民病院での医療サービス、また道路・教育等の社会インフラ整備は都市間競争とは無縁であるべきであるし、ましてや権力闘争の場にするべきではない。そうした、これまで地方自治体を含む地域社会が積み上げてきた経験と良識を我々自治体労働者が自らの実践において維持・拡充できるかどうかが問われている。その問いを辿り続ける闘いの蓄積が橋下の仕掛けるゲームに取り込まれない道である。

オスプレイ配備撤回を 求める沖縄県民大会

8月5日（日曜） 15時～
宜野湾海浜公園

オスプレイ配備阻止！ 10万人沖縄県民大会に 呼応する8・5首都圏集会

8月5日（日曜） 14時～ 集会後デモ
日本教育会館・一ツ橋ホール

脱原発闘争は戦後最大の階級闘争への序曲

旭 凡太郎

野田の再稼働表明・再起動以来、脱原発運動は爆発的に拡大している。この闘いを主導しているのは闘争経験の少ない、若者、女性である。いのち、自然を守れ、野田やめろを叫ぶそれは社会の被抑圧層（非正規労働、女性）でもある。格差、非正規化、農村と地方の疲弊や、沖縄差別・棄民化の上での基地、原発と交付金等のやり方に怒り、社会は変えられるかもしれないと思いついた層だ。

また7.1大飯原発ゲート前の「車列パレードとドラム隊」も大飯テント村に集結する若い層の自主的判断・行動である。官邸前集会主催者と警察の「調和」も問題になっているが、運動の量的、質的發展、阻止への展開の中でそうした杞憂をも押し流してゆく。

こうして拡大続ける集会の叫びは「いのち」、「自然」であり、「未来」だ。その「いのち」は文字どおり「自然的いのち」であり、同時に「社会的いのち」だ。すなわち「その労働力の実証たる労働は、労働者自身の生命の活動であり、彼自身の生命の表現である」（『賃労働と資本』）。又そ

の「自然」は文字どおり太古からの生態系としての自然であり、同時に社会的自然、人々の活動の対象・条件でもある。「人間の生命活動の素材と対象と道具である・全自然を彼の非有機的肉体とする」（『経済学・哲学草稿』）。

かくして「いのち」「自然」「子供のいのち」「未来」の叫びは、原子力村、巨大多国籍資本のための成長主義、科学技術信仰、経済（経営）のための棄民化・福島、非正規労働・失業、農民、沖縄に代表される一と対抗している。すなわちいのち、自然、労働、管理、生活、農業の保証とそれへの公正・平等、そして自主的な社会の統治権への世直し（革命）と底辺でつながっている。

こうして現代的な様々な「権利」は人々の「自己決定権」の一部となってゆく（そうした意味で自然と人間の循環、工業と農業の循環、労働過程と生活過程の循環、精神労働と肉体労働・管理労働と現場労働の循環の権利・決定権、といった事が基本となる）。

それは戦前社会への反省から立ち上がった「戦後革命」「戦後復

興」以来の大規模な地殻変動だ。（その戦後革命の敗北のあと、日米同盟のもとでの、日本資本主義と帝国主義復活、高度成長とフォード主義的労働支配、それに対する「異議申し立て」としての60年～70年闘争―「68年革命」ともいわれる一を経て）

原発と戦後の資本蓄積構造

この「原発問題」は、1. 核兵器と同根の統御できない未曾有の危険・長期放射能汚染と人体・自然の破壊である。2. 原子力村（電力、重電・重機、軍需、多国籍資本、金融資本、経産省、学界）の解体。分散型・自然エネルギー拡大と送電分離。3. 「成長主義」、「技術立国」「原子力立国」の名による、国際競争・資本蓄積至上社会の改組、置き換え、といったことでもある。

すなわち戦後資本主義・帝国主義は大量生産大量消費・フォード主義的労働支配と、そのために社会運動を秩序化する「福祉国家」を柱としてきた。そのフォード主義的労働支配（自動機械・科学・

技術・管理の資本家支配、分業・労働単純化・階級制と差別、各種相対的過剰人口等）等資本・経営権の専制支配は、生産性―国際競争の名の下に労働運動の抑圧と労働組合の会社化として進んだのだ。1980年代の国鉄民営化と国労解体、総評解体と連合に到った。原発拡大はそうした巨大資本の「技術立国」の名による「覇権」の背骨だったのだ。

そしてそのとき、工業製品輸出のための農業犠牲・従属（プラザ合意からWTO）と自給率40%、農業生産縮小（11兆6300億から9兆1200億）が進んだ。又、基地の75%もの沖縄集中があった。

そして多国籍資本化・グローバル化と世界市場競争激化とバブル崩壊のもと、日本的経営の自己解体と非正規労働拡大・格差化が進行した（非正規労働は1985年16%が2012年35%。とりわけ女性と若者に集中し、女性の54%、男の15～19歳が31%、20～24歳が28%。「就業構造基本調査」）。

そして飽くことなき有産階級・資本は、この間所得税の最高税率の下げ（70%→37%）、法人税下げ（42%→30%）しつつ消費増税、法人税減税を唱えている。

かくて脱原発運動に参加している人々はいのちと自然と福島を見ていると同時に、逃げられない自分たちの未来と社会を見ている。

そして同時に世界の99%の人々

を、彼らの占拠（オキュパイ）、ゼネストを見ている。「反米」「非米」、そして社会主義を掲げるチャベス等中南米や第三世界の闘いを。あるいは巨大資本の小国支配と借金返済のための構造調整・緊縮財政等による年金、雇用破壊を強要することへのギリシャ労働者人民の闘いを見ている。あるいはすざまじい格差社会と闘うアメリカの「占拠」を。

脱原発は、占拠、テント、大規模デモ、福島とりわけ女たちの抗議、避難の権利と賠償要求、脱原発社会経済プラン、自然・分散型エネルギーの膨大で重層的構造がある。それとようやく連動するかたちでの労働運動、非正規、反失業・野宿、反差別、難民・外国人の運動の連鎖が生まれはじめている。

そして消費税採決強行、大飯原発再稼働、オスプレイ沖縄・岩国配備、TPP、と野田の強権路線の強行突破が相次いでいる。これらはグローバル化・過剰生産・金融恐慌と米・日本帝国主義の衰退と統治能力の危機のもとでの強権政治であり、従って一方での民主党的分裂や諸グループの形成、他方での脱・反原発運動の爆発的拡大のもとにある。そして「テント」は経産省、敵権力への橋頭堡であり、同時に全国反原発と連携した官邸・国会・霞ヶ関デモへの橋頭堡でもある。

陸上自衛隊による治安出動訓練を許すな!

北村 裕

民主党は3年前「国民の生活が第一」「東アジア共同体構想」の提唱、「普天間基地の県外移設」を掲げて念願の政権交代を果たした。しかしその後、民主党政権の変質の過程の中で、2011年3月11日東日本大震災が起こり、同時に未曾有の「原発事故」が引き起こされた。「人災」としか言いようのないこの事故によって福島の住民だけではなく多くの人々が放射能汚染の脅威にさらされた。それにもかかわらず野田は、原発再稼働の意志を明確にし、「経済成長と財政健全化」を車の両輪として、増税や日米軍事同盟強化など、多国籍企業・グローバル主義・新自由主義的な「新成長戦略」のもとに震災復興を組み込もうとしている。

これに対して再稼働を許さない声は日増しに高くなっている。その原動力となっているのは、「放射能から子供たちを守る」若い母親たちの運動であり、この女たちの運動と結びついた全国の女性たちの経産省前の座り込み行動がその表現の場となっている。彼女たちは、「3.11を招いたのは、われわれ自身なんだ」「1%を責めていくだけではなく、99%の我々が自分を取り戻していく、主体を取り戻していくことが求められている」（『いのちたちの悲鳴が聞こえる』）と発信している。ま

た、3月29日より首相官邸前で行われている抗議行動は、最近では10万人を超える世代を超えた人たちが再稼働反対の声をあげている。

他方、その陰で深刻な事態が進行している。以下では、障害者政策の動きと自衛隊の「防災」に名を借りて、区役所を宿営地化する訓練の動きに触れ、警鐘を鳴らしたい。

障害者政策の現在

2009年12月民主党政権は「障がい者制度改革推進本部」と「障がい者制度改革推進会議」を発足させた。構成メンバーのうち半数が障害当事者で、「私たち抜きに私たちのことは決めないで」という理念に基づいたものである。マニフェストで、「障がい者自立支援法は廃止し、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する」「国連障がい者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に障がい者制度改革推進本部を設置する」を公約として掲げていたからである。

「障がい者制度改革推進会議」は、2010年6月「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定がなされ、強制入院、強制医療介入、保護者制度の見直し、社会的入院を解消するた

めの具体的な施策の推進、精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的な方策などについて、2012年をメドに検討することが決まり、法案提出が予定されていた。また、2010年5月に、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」を設置し、精神障害者の退院支援、生活支援、精神科救急等について検討し、2013年3月までには「保護者制度と医療保護入院制度」「精神科医療の機能分化と質の向上等」についての取りまとめが報告されることになっている。

しかし、これらは精神保健福祉法の抜本的な改革を想定したものではない。また、「障害者自立支援法」は、地域で生活する身体、知的、精神障害者が強く反対し、生存権、幸福追求権を侵害しているとして違憲訴訟が提起されたが、2010年1月に民主党との間で自立支援法廃止を確約する合意文書を取り交わし和解となったものである。しかし、民主党は今年3月、自立支援法の改定にすぎない「障害者総合福祉法」を民主、自民、公明の3党による賛成多数で可決させてしまった。応益負担、報酬の日額払い、障害程度区分などを温存したまま、障害者制度改革推進会議総合福祉部会でまとめられた「骨格提言」を全く無視したものである。

最近の司法の動きには「重罰化」と「再犯防止」の思想が流れていて、これは「刑が終わればそれで終わり」とするのではなく、「贖罪しないものは刑務所から出さない。死ぬまで監視・管理し、危険とみなせばいつでも収監できるようにする」という攻撃に繋がっている。このような動きの中で、精神医療は一見多くの人に開放されているかのように見えるが、セキュリティを強化し、「逸脱者」を徹底的に排除する今日の社会に寄与するものとなっている。

今回の「震災」「原発」の動きの中で、治安管理の一層の強化がなされようとしている。2011年には共謀罪と連動する「コンピュータ監視法」が制定され、今後「刑の一部執行猶予」「共謀罪新設」「共通番号制度導入」等治安立法の導入が日程に上っている。

防災に名を借りた自衛隊の災害＝治安出動訓練を許さない

陸上自衛隊第一普通科連隊（東京都練馬区）は、7月16日、17日の両日首都直下型地震を想定して、練馬駐屯地から迷彩服を着て、徒歩で東京23区の各区役所に行き、宿泊する大規模な訓練が実施された。この訓練は、2012年度の「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」として計画されたもので、訓練には324名の隊員が参加して、16日の午後7時に練馬駐屯地を、地上偵察隊、中継隊、連絡班、先遣隊の順に出発し、情報収集や通信の訓練を行い、17日の午前中に訓練を終了している。区役所では、通信装置を設置して自衛隊

だけの情報伝達網を構築し、情報伝達訓練を行っている。

しかも、今回の「23区展開訓練」は、2012年度の「自衛隊統合防災演習（指揮所演習）」の一環であり、関東全域を担当する東部方面総監部はもちろん、陸海空自衛隊全体を動かす北富士、駒門など関東各地の部隊が、朝霞駐屯地への展開も含まれる総勢5000名の部隊が参加する大掛かりな演習である。

自衛隊の「災害時」の主な役割は、災害派遣だけではなく、秩序維持である。すなわち、第一普通科連隊の役割は、首都圏の有事の際の政治経済の中核機能の防衛警備である。そのことからすれば、今回の訓練は、区役所を制圧し、拠点化し、自衛隊主導で「災害対処」を行う態勢を作ることがその狙いと考えられる。今回の訓練は、「災害対処」を名目に、市街地を演習場にして「都市型戦闘訓練」、「治安出動訓練」を実施するものと言える。

既に6月12日には、レンジャー隊員養成訓練として、東富士演習場からヘリコプターで運ばれた30名の陸自隊員が荒川河川敷に降り、小銃を携帯し、迷彩服を着て練馬駐屯地まで約6.8キロを行進する訓練が行われたばかりである。迷彩服姿の自衛隊員が市街地を動き回る非日常的な風景に国民を馴らさせようとしていることは明白である。

市街地や区役所を制圧し、訓練の場にしようとしている自衛隊の動きを許さず抗議の声をあげよう。